宿泊約款

第1条　適用範囲
●当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
●当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条　宿泊契約の申込み
●当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
⑴宿泊者名
⑵宿泊日および到着予定時刻
⑶宿泊料金(原則として別表の基本宿泊料による)
⑷その他当ホテルが必要と認める事項
●宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条　宿泊契約の成立等
●宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします.ただし、当ホテルが承諾しなかったことも証明したときは、この限りではありません.
●前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
●申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第8条および第18条の規定を運用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
●第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は,宿泊契約はその効力を失うものとします.ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約
●前項第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
●宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条　宿泊契約締結の拒否
●当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
⑴宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
⑵満室により客室の余裕がないとき。
⑶宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
⑷宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
⑸宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
⑹天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
⑺愛媛県旅館業法施行条例第37号第5条の規定する場合に該当するとき。
(イ)宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に著しく迷惑をおよぼすおそれがあると認められたとき。
(ロ)宿泊者が違法行為、風紀をみだす行為また喧騒にわたる行為その他、他の宿泊者に対して著しく迷惑を及ぼす言動をするにいたったとき。

第6条　宿泊客の契約解除権
●宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
●当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって,その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときにを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
●当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条　当ホテルの契約解除権
●当ホテルは次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。
⑴宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められているとき,または同行為をしたと認められるとき.
⑵宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
⑶宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
⑷天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき.
⑸愛媛県旅館業法施行条例第37号第5条の規定する場合に該当するとき.
(イ)宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき.
(ロ)宿泊客が違法行為,風紀を乱す行為又は喧騒にわたる行為その他,他の宿泊客に対して著しく迷惑を及ぼす言動をするにいたったとき.
⑹寝室での寝たばこ,消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき.
●当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは,宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません.

第8条　宿泊の登録
●宿泊客は,宿泊日当日,当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
⑴宿泊客の氏名,年齢,性別,住所及び職業
⑵出発日および出発予定時刻
⑶その他当ホテルが必要と認める事項
●宿泊客が第12条の料金の支払いを,旅行小切手,宿券,クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは,あらかじめ,前項の登録時にそれらを提示していただきます.

第9条　客室の使用時間
●宿泊客が当館の客室を使用できる時間は,午後3時から翌朝11時までとします．但し,連続して宿泊する場合においては,到着日及び出発日を除き,終日使用することができます.
●当館は,前項の規定にかかわらず,同項に定める時間外の客室使用に応じることがあります.この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます.
⑴超過3時間までは,室料相当額の20%
⑵超過6時間までは室料相当額の50%
(室料金の2分の1)
⑶超過6時間以上は室料相当額の100%
(室料金の全額)

第10条　利用規約の遵守
●宿泊客は,当ホテルにおいては,当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます.

第11条　営業時間
●当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし,その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット,各所の掲示でご案内いたします.
門限・夜間閉鎖……午後24時～午前5時
フロントサービス……午前6時・午後24時
飲食等のサービス時間はレストラン営業時間内とします.
●前項の時間は,必要やむ得ない場合には,適切な方法をもってお知らせします.

第12条　料金の支払い
●宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は,別表に掲げるところによります.
●前項の宿泊料金等の支払いは,通貨または当ホテルが認めた旅行小切手,宿泊券,クレジットカード等これに代わり得る方法により,原則として宿泊客のチェックインの際または当ホテルが請求した時フロントにおいて行っていただきます.
●当ホテルが宿泊客に客室を提供し,使用が可能になった後,宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても,宿泊料金は申し受けます.

第13条　当ホテルの責任
●当ホテルは,宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり,またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは,その損害を賠償します.ただしそれが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは,この限りではありません.
●当ホテルは,万一の火災等に対処するため,旅館賠償責任保険に加入しております.

第14条　契約した客室の提供が出来ない時の取り扱い
●当ホテルは,宿泊客に契約した客室を提供できないときは,宿泊客の了承を得て,出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします.
●当ホテルは,前項の規定にかかわらず,他の宿泊施設が斡旋できないときは,違約相当額の補償料を宿泊客に支払い、その保障料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは,補償料をいお支払いしません。

第15条　寄託物等の取扱い
●宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときには、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します.ただし、現金および貴重品については、当館がその種類および価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します.

第16条　宿泊客の手荷物または携帯品の保管
●宿泊客の手荷物が, 宿泊に先立って当館に到着した場合はその到着前に当館が了承したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします.
●宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当館に置き忘れられていた場合において,その所有者が判明したときは,当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします.ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは,発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます.
●前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前項第1項の規定に、前項の場合にあっては同項第2項の規定に準ずるものとします.

第17条　駐車の責任
●宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません.ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます.
●前項の宿泊料金当の支払いは、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、原則として宿泊客のチェックインの際または当ホテルが請求した時フロントにおいて行っていただきます.
●当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます.

第18条　宿泊日の責任
●宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます.
別表第1　宿泊料金の算定方法
(第2条第1項および第12条第1項関係)
●宿泊客が支払うべき総額(内訳)

宿泊料金	基本宿泊料(宿泊+朝食料)
追加料金	追加飲食およびその他の利用料金
税金	(イ)消費税
	(ロ)特別地方消費税

備考
1.基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります.
2.子供料金は小学生以下に適用します.幼児については寝具を提供した場合に2,100円いただきます.

別表第2　違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知をうけた日	
不泊	100%
当日	100%
前日	50%

(注)
1.%は.基本宿泊料に対する違約金の比率です.
2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく1日分(初日)の違約金を収受します。
3.団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

利用規約

当ホテルでは,ホテルの品位を保ちまたお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第11条に基づき、下記のとおり利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます.この規則をお守りいただけない時は宿泊約款第7条により、宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申しあげます.また、この規則を守られないことによって生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますので特にご留意くださいますようお願い申し上げます.

1. ご到着後直ちに非常口をご確認ください。
2. ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさらないでください.
3. 客室内では火災の原因となるような行為はなさらないでください.
4. 下記の物品は,他のお客様の迷惑になりますのでお持ち込みはお断りさせていただきます.
(イ)動物、鳥類
(ロ)火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
(ハ)悪臭を発するもの
(ニ)常識的な量を超える物品
(ホ)法により所持を許可されていない鉄砲、刀剣、覚醒剤の類
5. ご滞在中お部屋から出られる時は、施錠をご確認ください.
6. ご訪問客と客室内でのご面会はご遠慮願います.
7. 客室は宿泊以外の目的にご使用にならないでください.
8. ご滞在中の現金、貴重品は客室内の金庫で保管下さい.万一紛失、盗難事故等が発生した場合ホテルでは一切の責任を負いません.
9. お忘れ物は発見した日から一定期間当ホテルで保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます.
10. レストランをご署名によってご利用なさる場合は、必ず客室の鍵をご提示ください.
11. 客室やレストランを事務所や営業がわりとして使用することはお断りさせていただきます.
12. ホテル内では他のお客様に広告物の配布や物品の販売をするような行為はなさらないでください.
13. 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をなさらないでください.
14. ホテル内の諸設備および諸物品についてのお願い
(イ)その目的以外の用途にご使用なさらないでください.
(ロ)ホテルの外へ持ち出さないでください.
(ハ)他の場所に移動したり加工したりしないでください.
15. ホテル内外の設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます.
16. ご滞在中、フロント会計からの勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払いください.
17. 領収書は各部屋単位にご用意いたしておりますので同室のお客様が分割領収書をご希望の場合はお早目にフロント会計にお申し付けください.
18. お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、送料等のお立替えはお断りさせていただきます.
19. ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象となることがありますのでご注意ください.